

平成30年7月6日制定

## 国立大学法人徳島大学マスコットキャラクター着ぐるみ取扱マニュアル

### 1. マニュアル策定の趣旨

このマニュアルは、徳島大学マスコットキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 使用申請

着ぐるみの使用を希望するもの（以下「希望者」という。）は、あらかじめ本学所定の着ぐるみ使用申請書（以下「申請書」という。）を提出し、総務部未来創造課の承認を得なければならない。なお、申請書は、着ぐるみの使用を希望する日の6ヶ月前から1週間前までの間に総務部未来創造課に提出しなければならない。

### 3. 使用者

着ぐるみは、次に掲げる者が使用することができる。

- (1) 本学
- (2) 本学クラブ、サークル
- (3) 本学学生及び教職員
- (4) その他総務部未来創造課が適当と認めたもの

### 4. 使用承諾

申請が出された時は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可する。

- (1) 徳島大学の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (5) その他総務部未来創造課が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき

### 5. 使用料

着ぐるみの使用料は、無料とする。

ただし、使用にあたって必要となる経費は、使用者の負担とする。

### 6. 報告

使用者は使用終了後、使用時の写真を添付した報告書を添付しなければならない。

## 7. 使用期間

使用期間は、借用及び返却に関わる日数を含め、最大7日間とする。

## 8. 使用上の遵守事項

使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された目的のみに使用すること
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと
- (3) 着ぐるみを実際に装着するものまたはサポートするものは、必ず事前説明を受けること
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (6) 着ぐるみを連続して着用する時間は原則20分以内とし、着用者は体調に気をつけて適宜休憩を取ること
- (7) 着ぐるみ単独での行動は危険が伴うため、必ず最低1名のサポーターをつけること
- (8) 着ぐるみの中に入る者は、身長が170cm±5cmであること
- (9) その他、総務部未来創造課が特に付した条件に従って使用すること

## 9. 使用の取消

総務部未来創造課は、使用者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はこのマニュアルに違反したときは、その使用の承諾を取り消す。なお、この場合において、使用者に損失が生じても、大学はその責めを負わない。

## 10. 原状復帰

着ぐるみを破損・汚損させた場合は、その理由の如何を問わず使用者の責任と負担により、本学指定の業者による補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

## 11. 責任の制限

着ぐるみを貸出により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、大学は一切の責めを負わない。

## 12. 事務

着ぐるみの使用に関する事務は、総務部未来創造課が行う。